

開発事業者 様

## 開発事業に関する自治会・町会への事前説明等について

地域力を生かした大田区まちづくり条例第41条（地域コミュニティの形成）の規定に基づき、地域コミュニティの形成に寄与する策を講じるとともに、事業地域の自治会等に対し、当該事業の計画について事前説明をお願いいたします。

事前説明等の結果については、施行規則第31条の2の規定に基づき、報告書を地域力推進課へご提出ください。

### 手順



#### 1) 自治会・町会への事前説明

当該事業の計画（工事概要、通行止め、工事車両、その他、地域への説明が必要な事項）について、事業地域の自治会・町会に対して事前に説明してください。

※事前説明の時期について、指定はございません。ただし、説明内容に大きな変更が生じた場合は、再度説明を行っていただく場合がございますので、ご注意ください。

#### 2) 「自治会等への事業計画の事前説明に係る報告書」の作成

事前説明の内容や自治会等からの意見等、地域コミュニティ形成に寄与する具体的方法について、所定の報告様式を作成してください。様式は以下、大田区HPに掲載しています。

##### 大田区HP

生活情報≫地域社会≫自治会・町会案内≫開発事業者の方へ（地域力推進課におけるまちづくり条例第22条の事前協議）

#### 3) 事前協議書等の提出

以下の書類を地域力推進課地域力推進担当へご提出ください。

- ・建築審査課から受領した事前協議書（所管部局協議用） 2部
- ・「自治会等への事業計画の事前説明に係る報告書」 2部  
※報告書の記入欄に書ききれない場合は、別紙をご用意ください。

※ご提出いただいてから協議完了のご連絡まで、通常1週間～10日前後いただいております。

### 条例及び施行規則に規定する事項の継承

建築物の管理者を変更した場合は、条例第41条第1号、第2号及び第4号並びに施行規則第31条の3に規定する事項を行うことについて、新しい管理者へ引き継ぐとともに、その後も自治会・町会活動への協力に努めてください。

条例及び施行規則については裏面のとおり

## 条例及び施行規則（参考）

### ○地域力を生かした大田区まちづくり条例 第41条 （地域コミュニティの形成）

開発事業者及び開発事業の建築物を管理する者は、地域コミュニティの形成に寄与するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1） 開発事業の建築物の居住者による自治会等の設立を当該居住者に促すこと。
- （2） 開発事業の建築物の居住者に対する事業区域の自治会等への加入誘導に努めること。
- （3） 事業区域の自治会等に対し、当該事業の計画について事前に説明すること。
- （4） 事業区域の自治会等が行う活動等に協力するよう努めること。

### ○地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則 第31条の2 （自治会等への事業計画の事前説明に係る報告書）

開発事業者は、条例第41条第3号に掲げる事項を行ったときは、自治会等への事業計画の事前説明に係る報告書（別記第37号の2様式）を区長に提出しなければならない。

2 開発事業者は、あらかじめ条例第41条第1号又は第2号に掲げる自治会等の設立促進又は加入誘導を図るための方法を定めた上、前項の自治会等への事業計画の事前説明に係る報告書に当該方法を記載しなければならない。

### ○地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則 第31条の3 （自治会等が行う活動等への協力）

条例第41条第4号に規定する協力は、次に掲げるものとする。

- （1） 開発事業の建築物の居住者に対し、自治会等への加入及び当該自治会等の活動内容を案内するために必要な支援をすること。
- （2） 事業区域の自治会等からの相談に対し、誠実に対応すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

大田区 地域未来創造部  
地域力推進課 地域力推進担当  
電話 5744-1224 FAX 5744-1518  
Mail [tsinkou@city.ota.tokyo.jp](mailto:tsinkou@city.ota.tokyo.jp)